



令和 8 年 8 月 7 日
九州地方整備局
川内川河川事務所

「川内川水系かわまちづくり計画」を変更しました

「川内川水系かわまちづくり計画」は、川内川の安全な河川利用や川内川流域全体の地域活性化を図ることを目的に水系一貫の計画として平成 29 年 3 月に策定し、流域 5 市町や地域住民と連携して全 15 箇所の河川環境整備事業を推進してきたところです。

令和 8 年 8 月 7 日付けで、「川内川水系かわまちづくり計画」が変更登録され、湧水町（轟地区）において、右岸側を変更（追加）した整備計画となりました。

【令和 8 年度変更登録箇所】

川内川水系かわまちづくり 鹿児島県始良郡湧水町 轟地区

【変更（追加）内容】

右岸に管理用通路（散策路）及び階段工等を追加整備

【添付資料】

- 川内川水系かわまちづくり（変更 3 回）・・・別紙
- かわまちづくり支援制度の概要・・・・・・・・参考

かわまちづくりの取組内容は以下のウェブサイトでもご確認いただけます。

＜かわまちづくり WEB : <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>>

問い合わせ先：国土交通省九州地方整備局

川内川河川事務所

技術副所長 平岡 博志

流域治水課長 安達 幹治

電話：0996-22-3359（直通）

「川内川水系かわまちづくり」(変更3回)

別紙

(鹿児島県:薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、宮崎県:えびの市)

対象河川 : 一級河川 川内川水系川内川・樋脇川【国・県管理河川】

市町村名 : 鹿児島県薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、宮崎県えびの市

推進主体 : 薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、えびの市

1. 概要

川内川流域では、川内川沿川3市2町が連携し、流域一体となって、川内川を軸としたかわまちづくりを推進しています。これまでの整備や利活用等を通じ、観光資源などを活かして新たに箇所を追加したいというニーズが高まっています。追加箇所等も含め、舟と自転車を特色としたかわまちづくりを推進し、観光を主軸とした川内川ブランド構築も目指し、地域活性化・観光振興に取り組んでいます。

国土交通省と鹿児島県では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則第22に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード整備の内容(轟地区)

国土交通省 : 管理用通路、階段、高水敷整正 等

湧水町 : 案内看板、展望施設 等

3. ソフト施策の内容(轟地区)

国土交通省 : 都市・地域再生等利用区域の指定 等

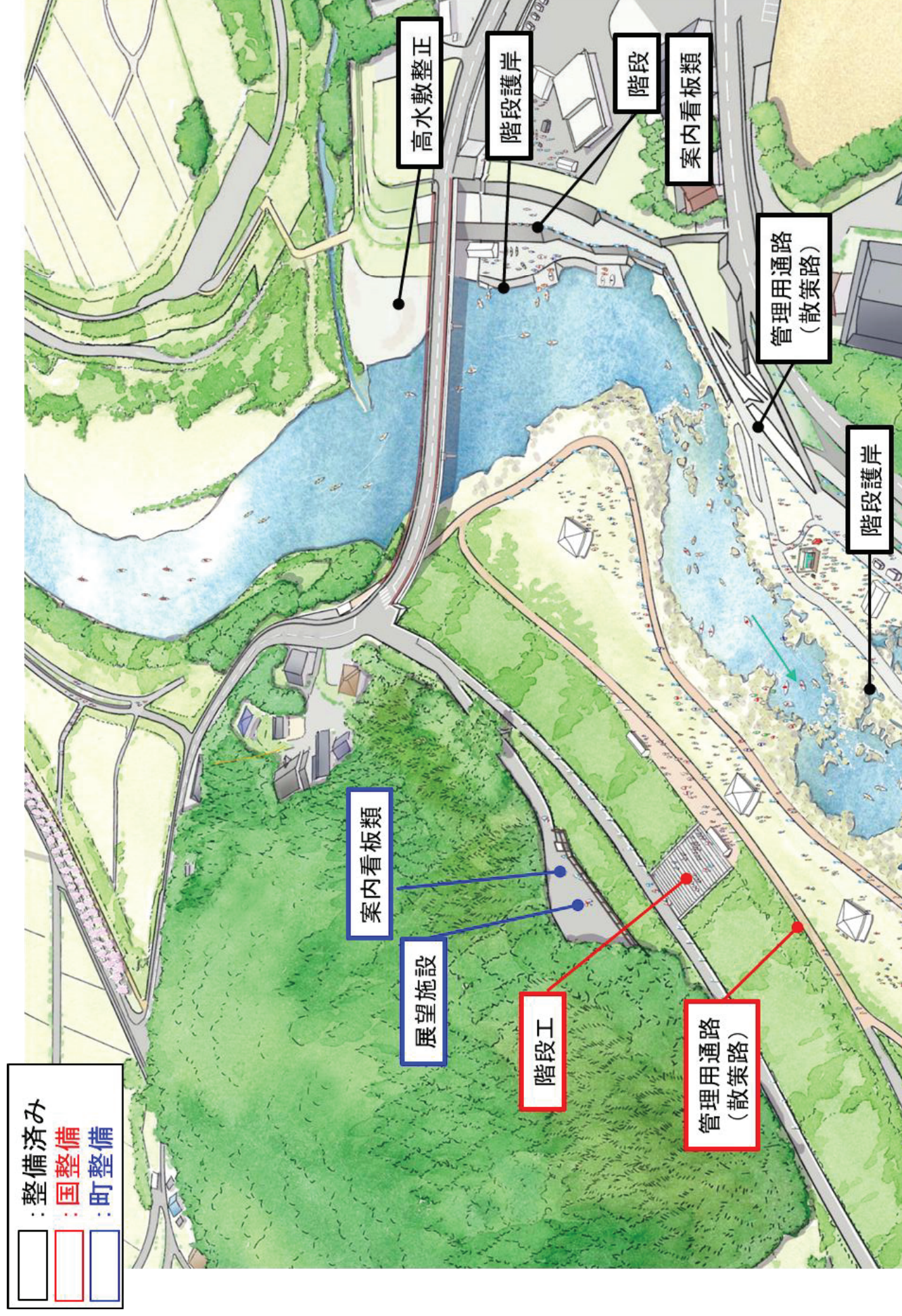
湧水町 : パンフレットの作成 等

基本方針 : 豊かな恵みをもたらす川内川を核(軸)とし、“舟”と“自転車”を特色としたかわまちづくり・河川の利活用を推進し、川内川流域一体かつ連携の下、地域の活性化・振興を図る。



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

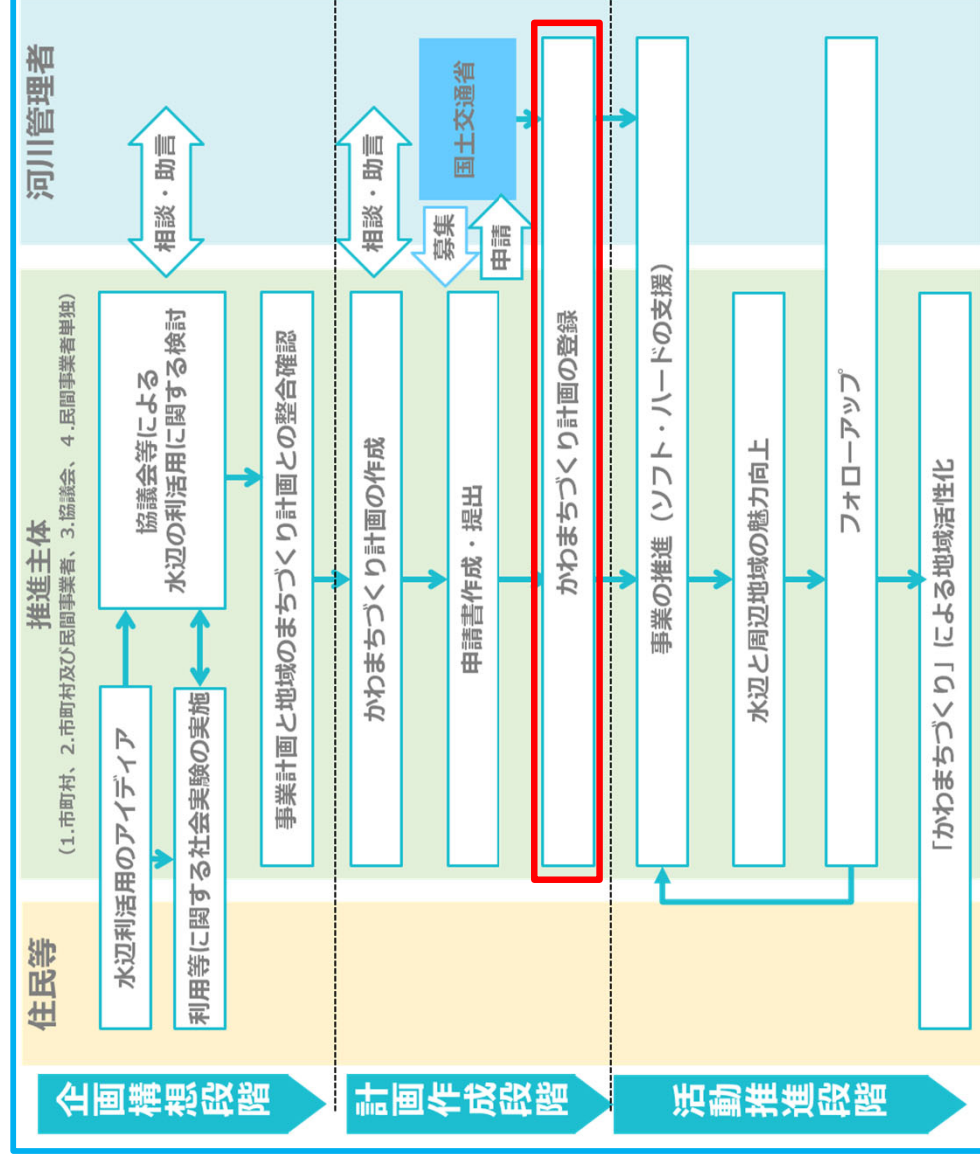
川内川水系かわまちづくり(轟地区)



・地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度

・推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策、ハード施策の支援を実施する（令和8年8月時点登録数：314か所）

かわまちづくり実施フロー

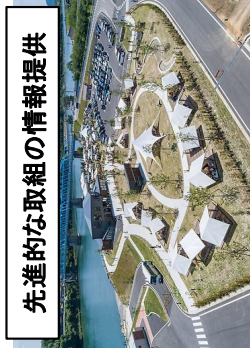


ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定（河川空間のオープン化）等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援



河川空間のオープン化例



先進的な取組の情報提供

遊歩道の民間活用
（道頓堀川／大阪市）

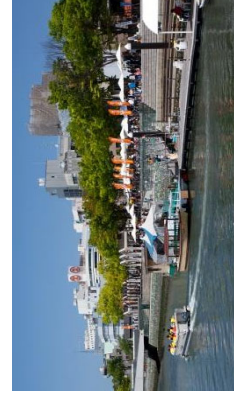
賑わい拠点の整備
（木曽川／美濃加茂市）

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



河川管理用通路の利用
（最上川／長井市）



親水護岸の利用
（新町川／徳島市）